

【令和5年度京都市会日程等周知ポスター・チラシ版下制作業務受託候補者選定に係る評価基準】

1 基本的な考え方

受託候補者の決定に当たっては、京都市会にとって最適な事業者を選定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行う。提案内容の評価は、次のとおり、京都市会が設置する審査委員会において技術力と見積価格を総合的に評価する。そのうえで、評価の最も高い提案をした事業者を受託候補者とする。(ただし、提案が1事業者の場合かつ当該提案の採点結果が一定点数(70点)以上を満たし、当該事業者が本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、その事業者を受託候補者とする。)

2 選考基準

(1) 技術力の評価

提案書に基づき内容の評価し、「技術点」を与える。

「技術点」は90点満点とする。

(2) 見積価格の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は10点満点とする。

(3) 受託候補者の選定方法

「技術点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

(4) 合計点数が最も高い者が2以上あるとき(同点)の対応

ア 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託者を選定する。

3 技術点の算出方法

(1) 評価項目及び配点

別紙「提案内容評価票」に基づき採点する。

(2) 評価方法

ア 計算方法

技術点 = (配点 × 評価係数) の合計

※ 評価係数…各審査委員が評価対象の各項目を下記の5段階で評価する。

判定	評価	評価係数
A	本市の要求水準を超える非常に優れた評価要素がある。	1
B	本市の要求水準を超える優れた評価要素がある。	0.8
C	本市の要求水準を超える評価要素がある。	0.6
D	本市の要求水準を満たす評価要素が少ない。	0.4
E	本市の要求水準を満たす評価要素がない。	0.2

イ 採点方法

各審査委員の技術点の平均点を最終的な「技術点」とする。

4 価格点の算出方法

(1) 計算方法

価格点 = 10点 × (最低提示価格 / 貴社提示価格)

(2) 留意事項

貴社提示価格が、京都市会事務局が示した契約上限額を超えている業者は、技術点が優れている場合であっても採用しない。

【提案内容評価票】

○技術点

評価内容	配点
1 デザイン (感覚的に適当であり、そのうえで市民の目を引くデザインとなっているか。)	
イラストや写真等の図案 (使用しているイラストや写真が適当であり、目を引くか。)	15
コンテンツのレイアウト (タイトルやキャッチコピー、日程やロゴ等素材の配置が適当であるか。)	15
フォントの種類や大きさ (使用しているフォントが適当であるか、大きさは見やすいものであるか。)	15
配色 (全体的なカラーコーディネートが適当であるか。)	15
2 広報・周知の工夫や効果 (市会を知っていただく工夫などがあり、市会ホームページやフェイスブック等の他の広報媒体への誘導が期待できるか。)	
周知のための仕掛け (市会を知っていただく工夫がなされているか。)	15
期待できる効果 (市会ホームページやフェイスブック等に誘導する効果が期待できるか。)	5
3 制作体制	
組織体制 (受注に当たっての組織体制は適当であるか。)	5
4 制作実績	
受注実績、制作実績 (過去の受注実績や制作実績は十分であるか。)	5
小 計	90

※ 技術点 = (配点 × 評価係数) の合計

○価格点

計算方法	配点
価格点 = 10点 × (最低提示価格 / 貴社提示価格)	10